

松伏町における押印の見直しに関する方針

令和3年7月1日町長決裁

1. 趣旨

住民（法人を含む。以下同じ。）から提出される申請、届出等の行政手続（以下「行政手続」という。）について押印の見直しを行うことにより、住民の負担を軽減し、行政手続のオンライン化を促進することを目的とする。

また、会計手続・人事手続などの行政の内部手続（以下「内部手続」という。）についても同様に押印の見直しに取り組むことにより、業務フローの見直しやシステムの再構築等の業務改革を促進し、行政事務の効率化を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

この方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 印鑑の用語

	定 義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑（代表者印）
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑（実印） ②銀行口座開設時に届け出た印鑑（銀行印） ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑
認印	印鑑登録を要しない印鑑（三文判や角印）

(2) その他の用語

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
記名	自己の氏名を記載すること。（自署が義務付けられていない。スタンプや印刷も可。）
署名	自己の氏名を自署すること。（自署が義務付けられている。）

3. 押印の見直しの対象

行政手続、内部手続のいずれについても、次のとおり押印根拠の分類を行ったうえで、押印の見直しの対象となるものを抽出するものとする。

（押印根拠の分類）

A. 国の法令等により押印が求められているもの。

B. 都道府県の条例など外部の機関により押印が求められているもの。

C. 松伏町の条例等や慣行により押印を求められているもの。

上記、AからCまでのうち、本町が独自に検討を行う必要があるCについて、次の「4. 押印見直しの基本方針」に基づく見直しの対象とし、A及びBについては、国の所管省庁や県などから発出される通知等に基づき、必要な対応（条例等の改正、様式の変更及び関係者への周知など）をとるものとする。

4. 押印見直しの基本方針

(1) 押印の原則廃止

「押印を求める趣旨」と「押印の効力」のバランスを検討し、合理性を欠くものについては、押印を廃止する。

特に、認印による押印については、本人確認の認証の効果が乏しく、押印を求める趣旨に対する効力が極めて限定的であって合理性を欠くと考えられることから、原則として押印を廃止するものとする。

登記印・登録印の押印で印鑑証明書等の提出を求めているなど、印鑑照合を行っていないものについても同様とする。

◆押印を求める趣旨

趣 旨	押印廃止の判断に係る国の見解
本人確認 (文書作成者が本人であることを担保)	・本人確認の手段は押印以外にも多数存在する。 ※(2)の(代替可能か検討)を参照
文書作成の真意確認 (手続の内容が本人の意思と同一であること)	・本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性担保 (証拠としての担保価値)	・文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されることに留意する。

◆押印を求めてまで本人確認は不要と考えられるものの例示

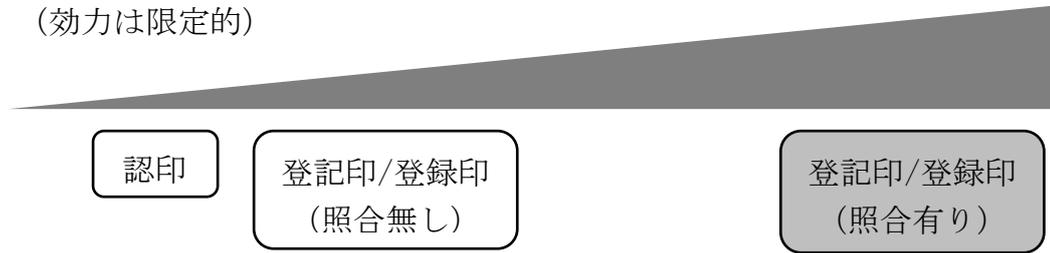
- ・申請者の要件を課していないもの
(施設の利用申請、事業の参加申込、閲覧の申請など)
- ・単に事実や状況の把握のみを目的としているもの
(各種届出、履歴書、実績報告、収支報告など)
- ・町との継続的な関係により、当該本人からの申請等かどうか紛れの無いもの
(内部手続で職員から提出されるものなど)
- ・当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で可能なもの
(申請後に住民基本台帳上の住所地に通知することで、申請の事実を本人が確認できる場合など)

◆押印を求める趣旨に対する効力

(効力は乏しい)

(効力は限定的)

(効力は大きい)



(2) 押印を求める趣旨を他の手段により代替可能か検討

押印を求める趣旨を他の手段で代替可能な場合は、原則として当該押印を廃止するものとする。ただし、申請者等の負担が増大しないよう留意すること。

◆代替可能と考えられるものの例示

- ・町との継続的な関係により、当該本人からの申請等かどうか紛れの無いもの
(内部手続で職員から提出されるものなど)
- ・本人確認書類の添付や提示を求めているもの
(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等の写しなど)
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスから提出されたもの
(本人であることの確認には、別途本人確認書類の写し等のメール送信等を求めることが必要)
- ・当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で可能なもの
(申請後に住民基本台帳上の住所地に通知することで、申請の事実を本人が確認できる場合など)

(3) 押印廃止と「署名」についての考え方

認印を可としている記名押印に代えて、新たに署名を求めることは、規制強化となることから原則として認められないものとする。現行の取扱いに応じた押印廃止と「署名」の考え方については、次のとおりとする。

①「記名押印又は署名」の選択制となっているもの

記名押印の押印を廃止することに伴って「署名」のみの取扱いとはせず、「記名」の取扱いとすることを基本とする。

②「記名押印」のみ(押印必須)となっているもの

押印を廃止することに伴う代替手段として新たに「署名」の取扱いとはせず、「記名」の取扱いとすることを基本とする。

(4) 押印の継続が見込まれるもの

次に掲げるものは、押印を継続するものとする。

①法令等により押印が義務付けられているもの

法令等により押印が義務付けられているものの例として「契約書」（地方自治法第234条第5項）があるが、直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印については、国においても法的安定性を図る観点から廃止されていないことから、本町においても本方針による見直しの対象からは除くものとする。（契約書としての性質を備えると判断される「協議書」、「覚書」等についても同様とする。）

②町以外の第三者の求めによるもの

法務局へ提出する登記関係資料、金融機関へ提出する貸付金等の書類など、町以外の第三者への提出を前提としているものは、当該第三者の求めに合わせるものとする。

③書類提出者以外の第三者が作成する証明書等

5. 押印の見直し検討フロー

「4. 押印見直しの基本方針」を踏まえ、以下の手順により見直しを検討する。

